

専決処分第 1 1 号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定により下記のとおり専決する。

平成 2 6 年 3 月 2 6 日

四万十町長 高瀬 満伸

損害賠償の額を定めることについて

- | | | | |
|---|-------|---|-----|
| 1 | 相 手 方 | 住所 | （略） |
| | | 氏名 | （略） |
| 2 | 事故の概要 | 平成 2 6 年 2 月 1 8 日午後 0 時 2 5 分頃、自動車町道里川屋敷線を走行中、道路脇の山手から落石があり、車体を損傷したもの。 | |
| 3 | 損害賠償金 | 金 4 7, 7 2 2 円
内訳（車両修理費用） | |